

令和3年度 第1回いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時	令和3年7月26日(月) 16時00分～17時00分
場 所	阪南市役所別棟 1階 第2会議室
出席者	<p><会長> 阪南市教育委員会事務局 学校教育課長 丹野 恒</p> <p><委員> 岸和田子ども家庭センター 総括主査 藤原 和俊</p> <p>阪南市立小学校長代表 東鳥取小学校長 中野 泰宏</p> <p>阪南市立中学校長代表 飯の峯中学校長 井上 達史</p> <p>阪南市こども家庭課 課長代理 宍道 恵子</p> <p>阪南市人権推進課 課長 戸崎 美津弘</p> <p>大阪府教育庁 スクールソーシャルワーカーSV 中山 美和</p>
事務局	阪南市教育委員会事務局 学校教育課長代理 花元 英夫
欠席者	泉南警察署生活安全課 少年係長 徳山 貴久
傍聴者	なし

協議内容

①開会

②会長挨拶

③議事

(1) これまでの議題について

(2) 阪南市のいじめ防止対策の取り組みについて

会議の要旨

(事務局)

事務局の宣言により開会

(事務局)

昨年度より、変更されている委員も多いので、事務局より紹介する。

小学校長代表は、昨年度朝日小学校の福田公美子校長より、小中生指協の代表校が変わられたので、今年度は東鳥取小学校の中野泰宏校長にお願いする。

同じく、中学校長代表は、昨年度の貝掛中学校中野美喜江校長から、今年度は飯の峯中学校の井上達史校長にお願いする。

岸和田子ども家庭センターより、昨年度は斎藤宏仁総括主査であったが、今年度は担当の変更に伴い、藤原和俊総括主査にお願いする。

阪南市人権推進課より、昨年度は山本浩司課長であったが、今年度は人事異動に伴い、戸崎美津弘課長にお願いする。

泉南警察署少年係より、昨年度は清水敬次係長であったが、今年度は人事異動に伴い、徳山貴久係長にお願いする。なお、徳山係長については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、泉南警察所がすべての会議に出席できない状況が続いているため、本日も欠席となる。

こども家庭課からは、昨年度から引き続き宍道恵子代理にお願いする。

大阪府府スクールソーシャルワーカースーパーバイザーからは、昨年から引き続き中山美和スーパーバイザーにお願いする。

学校教育課からは、事務局として課長代理花元英夫が参加する。

学校教育課長として、課長丹野恒が参加する。

(事務局)

まず初めに事務局より確認する。阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条1項により、本会議の会長は互選により選出する。昨年度同様、令和2年度は学校教育課長を会長に充てることについて了承を求める。

(全委員)

～承認～

(会長)

今回もよろしく願います。

この、いじめ問題対策連絡協議会の議事録は、ホームページにて公開している。教育委員会にも報告し、意見をいただいている。その中でも、いじめについて話し合っていたことに感謝するといわれている。いじめについて現場に必要な話をしており、非常に良い会議となっていると評価していただいている。今日もコロナ禍のおり、短時間となるが、よろしく願います。

(事務局)

阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条に基づき、原則公開としているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本日の傍聴人はない。なお、議事録への公開について承認が必要である。

意見、質問などないか。

(全委員)

～承認～

(会長)

承認されたものとする。

議事

(会長)

(1) 事務局より、これまでの議題について説明願う。

(事務局)

これまでのいじめ問題対策連絡協議会の議事内容について確認する。

平成31年第1回は、まず、阪南市のいじめの状況について別紙資料を基に確認した。

いじめの認知件数は国の推移に準じて、認知件数の割合は増加している。この認知件数の増加については、市教委としては、いじめを積極的に認知した結果と肯定的にとらえている。

また、いじめの防止対策、いじめの未然防止、早期発見・適切な対応について、各校の取組と、市教委の取組を確認した。

平成31年度第2回目の委員会では、レジュメにある、いじめ防止対策委員会、阪南市における第三者委員会の、メンバーについて確認した。また、各学校のいじめ防止基本方針について点検し、改善を検討した。各校における認知したいじめの整理状況について確認した。結果的に開催できなかった第3回の連絡協議会にて、重大事態の対応についてと、各校におけるアンケートの実施している内容について、確認していくということで終了した。

令和2年度第1回は各校のいじめアンケートについて委員で確認し、よりよいアンケート項目についてや、アンケートの活用の仕方について検討した。

令和2年度第2回は重大事態に該当する案件の整理と、対応の方法について検討した。

令和2年度第3回は未然防止の取り組みにおいてどのようなものがあるのかについて協議した。

(会長)

これまでの議事についての質問などないか。

平成31年度から開催し、今まで5回の会議を行い、いじめ認知の現状から、アンケートや、重大事態の案件について様々に意見をいただいた。議事録はwebにて公開しているので参考にさせていただきたい。

(委員)

いじめアンケートは、原本は公開されているのか。内容は統一されたものか。

(事務局)

いじめアンケートは各校の取組となるので、公開はしていない。様式などは、各校それぞれの様式である。

(会長)

アンケートについては、昨年度1回目と2回目で協議した。今年度もこの会で見直していくことができればよいと考えている。

(会長)

では続いて、阪南市のいじめ防止対策の取り組みについて事務局より、配布資料をもとに説明を願う。

(事務局)

資料1に沿って説明する。令和2年度における阪南市のいじめの認知件数は小学校8校で244件。中学校4校で46件の計290件であった。

1ページ目中段のグラフで認知件数の千人率を比較すると、国のいじめ認知の千人率の増加と同じように、阪南市でも増加している。平成31年度は国を超えているが、令和2年度でおそらく国と同水準の認知になっていると考えられる。認知件数の増加については、2ページ目の上の②のとおり、国の定義が変わったからである。現在は、いじめはされた側が嫌だと感じたらいじめであり、いじめという言葉を使用せずに指導したとしても、いじめとして認知するようにとされている。以前は、いじめを認知することは否定的に取られていたが、現在は、い

じめの認知件数が高いほど、学校が積極的に認知し、教職員の目が行き届いていることになるかと国も肯定的に受け止められている。

(会長)

いじめの認知件数について増加することは肯定的に市としてもとらえている。学校間でいじめの認知件数にばらつきがあるが、各学校のとらえはどのようなものがあるか。学校としての認知の感度の差なのか、情報が収集できていない学校体制に課題があるのか、担任レベルで認知の感度が違うのか。現場では認知の基準がぶれないようにどのような手立てがあるか。

(委員)

いじめにかかわらず、起こったこと、指導したことについては、管理職と生指担当者に報告するようにしている。生指担当者と管理職でいじめと認知するかを協議している。報告のあったものについては、ほとんどいじめとして認知している。いじめについては継続的に見守り、解消されるまで状況を確認している。

(委員)

中学校も基本的には同じである。いじめに該当するかしらないのか、協議している。ブレがないように、職員会議で様々な事案について共有している。職員会議でその都度、「された側が嫌だと感じたらいじめ」ということで共通理解している。

(会長)

やはり先生方にも継続的な研修や確認が必要であると市教委としても考えている。担任の先生が報告せずに埋まっていると、管理職の先生は手の打ちようがない。管理職の判断基準がぶれることはないようにしたい。我々としても、管理職に報告し、担任一人で抱え込むことがないようにしてもらいたいと考えている。

事務局としては、いじめの未然防止の取組などについてはどのようなものがあるか、市としても基準がそろそろように働きかけていきたい。続いて事務局より、いじめ防止の対策について説明願う。

(事務局)

市のいじめ防止基本方針について、本日配付しているいじめ防止基本方針を確認してほしい。阪南市の方針のもと、年間3回、本日のいじめ問題対策連絡協議会を開き、阪南市のいじめ防止の取り組みに問題はないかや、方針に課題はないか、いじめ防止の取り組みについてさらにできることはないかを点検するシステムである。②、③については、今後議論を深めていきたい。

(会長)

いじめ防止基本方針が、市のいじめ防止の基準である。学校も、学校いじめ防止基本方針をそれぞれ作っている。方針の、5ページ6ページに、市として取り組む施策が記載されている。まずはいじめ問題対策連絡協議会の設置・運営。これが法の14条第1項に基づいて開催されるこの会になる。次に阪南市いじめ防止対策委員会の設置・運営。これが阪南市における第三者員会のことになる。次に学校への支援について、ここが先ほどどんないじめ対策をされているのかを確認した部分になる。次に相談機関の整備と周知。最後に保護者など市民への啓発活動を行うこととしている。

次に、6ページの内容になるが、学校が実施する施策として先ほども伝えた学校いじめ防止基本方針の策定、2番目が運用。7ページにはいじめの防止等の対策のための組織の設置。各校において名前は違うが、いじめ不登校対策委員会といった名前で組織を設置している。役割は、未然防止、早期発見など、いじめにかかる対応をスムーズに行うための組織。これにはスクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーが入っている場合もある。次に、学校におけるいじめの防止等に関する措置として、いじめの未然防止の一つとして、子どもの人権意識を育むこと。いじめの早期発見では、小さな変化を見逃さないための取組をしていくことや、情報を共有し迅速に対応すること。いじめへの対処については、どのように対応すべきかを記載しています。方針では、いじめが起こってから対応だけでなく、いじめが生起するまでにどんな取組をしていくべきかについて記載している。

9ページには、集団全体の課題としてとらえること、いじめの加害や被害への指導だけでなく、集団をどのように成長させていくかについて記載がある。同調することなどにも問題があり、いじめは集団の課題であることを明確に示している。

次に、いじめの解消についても、いじめにかかる行為が止んでいること。そしてその状況が少なくとも3か月以上たっていることと、本人が、嫌なことはないと話していることが必要であると定められている。このあたりが、いじめの基本的なとらえであることを共有しておく。基本方針について質問などないか。

では、いじめ防止対策の取組をどうしていくのかに関連して、今年度の市教育委員会の取組はどのようなものがあるのか、事務局より説明願う。

(事務局)

資料4ページの3、今年度の市教育委員会の取組について説明する。

現在、各校のいじめ防止基本方針を回収し点検している。修正すべきところを修正したのちに、ホームページにて公開する。

各校のいじめアンケートについては、定期的に収集し、改善を図る必要があると感じている。昨年協議したのちに、学校には、アンケートの項目に嫌なことをしたことはないか。嫌なことをされたことはないか。嫌なことをされている人を見たことはないか。自由記述欄の4つの項目を必ず入れてほしいことを話してい

る。今後もよりよいアンケートの活用を目指していきたい。

次に重大事態の対応について、嫌だと感じただろうと、いじめの疑いがある事案で、被害が30日以上欠席した場合は自動的に重大事態となることを校長会で発信し続けている。疑いのあるものも担当指導主事に報告をもらい、その都度事案の対応について協議している。今後も漏れの無いように認知していきたい。

未然防止の取組については、このいじめ問題対策連絡協議会や、生徒指導担当者連絡会などで確認をしていきたい。

(会長)

スクールソーシャルワーカーとして各校に入る中で、阪南市に限らず、学校が苦手としている部分や、改善が必要と感じられる部分はどのようなものがあるか。阪南市のできていることと、足りていないところは具体的にどのようなものがあるか。

(委員)

スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーは、学校に配置されているけれど、どうしても勤務日はとびとびになってしまう。いじめが起こっているときにタイムリーに対応することができることは難しいが、逆に言うと、次に勤務日に、起こっているいじめ事案の対応の進捗状況がわかれば、客観的に、何ができていて何ができていないのかの整理をすることはできる。そのあたりの活用をもう少し広めていってほしいと思う。どんな対応をしたのかの記録は残してほしい。今は、どの市町に行っても、先生方は認知の感度は上がっている。認知の部分については積極的に認知している。本人が嫌だと感じていたらいじめという理解は広まっているが、その認知に対してどのような対応をしたのか、例えば、加害にもいじめであることを話しているのかであったり、対応の部分での抜けがあるように感じる。認知したのに対し、抜けのない対応をしていくことができればよいと感じる。

(会長)

他に意見はないか。例えば、子ども家庭センターから見て、いじめの対応について何か思われることなどないか。

(委員)

私自身も、子ども家庭センターに来る前は子どもの所属する施設で働いていた。子どもがいる以上、絶対にいじめは起こる。いじめられたという被害の訴えもたくさんある。被害を受けた子どもが、相談をする。相談をすれば解決してもらえた実感できる対応が必要。解決してもらえたと感じたかどうかをしっかりと確認していかなければならないと感じる。

(会長)

現場ではどうか。実際、報告があるものはほぼいじめとして認知することになると先ほども話があったが、現場の先生方が適切な対応ができているのか、先生方が時間のない中で対応できていないことはないか。同時多発的に起こったときに対応が丁寧に行われているのかなど、困り感はいかがか。学校の場合は、生徒指導担当や、学年主任が中心になって対応していくことになるかと思うが、いじめの対応で手いっぱいということはないか。

(委員)

そこまで対応できていないということはない。同時に起こっても、分担して対応している。もちろん他学年の教員も協力することもある。そこまで手に追うことができない状況にはない。

(会長)

数が増えてきているから、実感として、「また対応か」ということになっていないか。中学校では平成28年は17件が、令和2年は46件の3倍。小学校では59件だったものが244件なので、4倍。単純に考えれば、指導の機会は増えているように感じる。追われてはいないか。

(委員)

認知のレベルが変わっている。対応については今までもしていた。対応しなければならぬ事案が4倍に増えたわけではない。

(会長)

今までも同じ対応をしてきたが、いじめと位置付けるものが増えたという理解か。それだけ適切に対応することができていると考える。学校の立場で考えると、資料1より、アンケートのことや教育相談、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用が進んでいる。これまでは、お互い様でケンカと位置付ければその対応で終わっていたが、いじめと認知するのであれば、いじめの対応の組織に報告し、組織として対応することとなる。1ステップ対応が入っているのかと感じる。専門家の利用について、事務局から学校に何か示すことができているか。

(事務局)

専門家の活用は、地道であるが、専門家の配置回数を増やしている。専門家が半日ではなく、1日学校にいる時間を作り、教員と専門家が話す時間を確保できるように進めているところである。これまでは事案が生起してから専門家に相談していたが、今は、日常の子どもたちの様子を見てもらって、今後よくない方向に発展しないかなど、教員のかかわり方について事案が生起する前に専門家に見

立ててもらい、未然防止にどのような取り組みができるのかについて検討している。専門家の視点を学校の教員になじませるようにしている。資料として特別に提示しているものはない。

(会長)

そのあたりは進んでいるように感じている。今日も、午前中の大阪府のヒアリングの中で関係機関とどのようにつながっていくのかという問いかけもあり、今後どのように専門家の活用を深めていくのかについても、市として検討していく必要があるかと感じている。何か、質問などないか。

(会長)

重大事態に限らず、いじめに関することは記録が非常に大切である。昨年度も、子ども家庭センターや警察から記録は大切と聞いた。

虐待の事案や人権相談なども、記録は必ず取ることになると思うが、大切にしているポイントなどは何か。

(委員)

まずは当然のことであるが5W1Hの時系列を明確に記録することである。

(会長)

その通りである。我々も記録は聞くときから始まっていると感じている。学校現場から電話で連絡を聞くのだけれど、5W1Hを確認せずに記録した場合、何度も確認しなければならないことがある。一度で確実に聞くことができるように我々のスキルアップも必要であると感じている。現場からしても、子どもに対して同じことが言える。例えば子ども家庭センターで虐待の聞き取りなどで何か気を付けていることなどはいかがか。

(委員)

誰が誰に、どんな発言をしているのか。そのことを誰と共有し、誰からどのような指示があり、次にどうしたのかの記録を残している。その時の面談によって確認しななければならないことは何かや、目的なども事案によって違うので、何を決めるか、何を記録していくかはその都度、検討している。記録を残しておかないと、後々、個人情報開示の請求があった場合に、我々の対応についても問われることになるため、自分たちを守るためにも、記録は残す。言った、言わないになったときに、訴訟にもなるので、誰がその時に何と言ったのか、虐待事案に限らず、相談についてもすべて記録を残すようにしている。

(会長)

新人で、今日来たばかりの職員という人もいるかと思われる。その時に、「これを見ながら聞くんだよ」というようなものはあるか。

(委員)

そこは研修をしてから対応するようにしている。

(会長)

我々も聞き方には注意することがあった。コロナの対応が始まったとき、毎日のように、「これはどうしなければならないのか」であったり、「この確認はどうしなければならないのか」ということがあり、学校からの報告もばらばらだった。なので、コロナの事案が生起したときに確認することの用紙を作り共有したところ、事案の様子聞き取りの効率は格段に良くなった。聞くことリストのようなものは子ども家庭センターなどにはないか。

(委員)

リストのようなものはないが、聞き取りは必ず2人以上で聞くことや、作成した記録については、必ず上席まで確認するようにしている。

(会長)

イロハのイであるが、そこで間違いがあることもあるので、気をつけていきたい。

(委員)

いじめとは離れる議題であるが、最近保護者の SNS のトラブルが増えている。学校で SNS のトラブルの対応や未然防止はどうか。

(委員)

現場でも多くなっている。一つは内容を消されると困るので、どう残すのか。小学校では必ず保護者を巻き込んで、どのように削除させていくのかについて相談している。SNS も含めた携帯電話などの使い方の講習は、高学年で必ず行っている。

(委員)

中学校でも頻繁に問題が生起している。同じ言葉でも、話す言葉と文字は伝わり方が違う。本校でも夏前に講習をした。各校でも行っているものだと感じている。

(会長)

SNS が絡んでいないことのほうが少ないように感じる。その日に起こったこ

とが、帰ってから、SNS で拡散されて重篤になる。そうってから問題が見えてくることが多い。

(事務局)

大阪府からも、「SNS に関連したこんな講習があるよ」という紹介をたくさん受けている。その内容を、学校にも伝え、学校ごとに講習をしてもらっている。講習に来られる方がよく言われるのが、スマホなどを子どもがなんの講習もなく持って利用することは、運転免許も持っていないのに、高速道路を運転するようなものと例えられたり、水に顔をつけるのが初めてという状況で、いきなり海で一人だけで離島まで泳いでいくのと同じぐらいの危険性があると例えられたりしている。難しいのは、今の子どもたちは、勉強する機会をもらっている。大人はそういった話を聞いたことがない。大人がトラブルになってしまうことの方が危険。今のうちに子供にしっかりと教育していくことで、10年後や20年後のトラブルを減らすようにしていくことが、教育がしていかなければならないことではないかとよく話されている。また、そういった子どもへの教育をしていくことで、子どもから大人に、「そんなんしたらあかん」と伝えていくことができるようにしていきたいとも聞いている。

(委員)

大人が SNS で噂話を流してトラブルになることがある。そういったことを無くすためにどのようなことができるのかを伺いたかったので参考になった。

(会長)

学校は子どもに焦点を当てての指導になる。人権課としてはどうか。大人での差別の助長などを防ぐ方法はあるか。

(委員)

今、大人になって損害賠償に発展することもある。いじめとは違う話であるが、部落総監がネットで流布されてしまっている。発信してしまった内容について止める方法は何種類かあるが、時間がかかる。自分たちですぐに止めることができる SNS もあれば、そうでない SNS もある。誰でも見ることができる媒体にアップしてしまうと、「阪南市のあの人は」となってしまう。子どもたちの教育をしていくことももちろん大切であるが、大人のほうが無意識にしまっていることもあるように感じている。人権課題については、大阪府の決議書にも記載されている。

(会長)

いじめも人権問題で、SNS の問題は怖い。

(委員)

子どもでもユーチューブにアップできる。個人攻撃や自分と考えの違う団体に攻撃をしてしまう危険などもある。

(会長)

怖さも便利さもある中で、安易に使ってしまい、問題に発展する。学校で何かが起こったときは、画面を抑えるということは必須であるかと思う。未然防止ではないが、対応としている。未然防止としては啓発活動になる。

(委員)

どうしても水面下で行われているので、事後対応になってしまう。

(委員)

ネットにアップする前は個人の気持ち。アップしてしまうのは発言と同じ。行動を起こすという意味が今までとは大きく違う。1つの発信が、今までは1対1だったものが、今は、1対全世界。

(会長)

難しい問題がある。いじめの法律の中にもインターネットなどによるものも含むと追加された。学校では何の問題もないように見えていたが、実はSNS上で罵り合っていて、その問題が学校で出てくることもある。そんなことが普通にあるようになっている。そういったことが保護者の中でも同じように起こっていることがあるように感じる。今後も各校や各市町の良い取り組みなどを共有して、それぞれの立場で利用できるものを共有していきたい。

今日は方針の部分から様々な話に発展した。ほかに何か共有しておく話はいかがか。

(会長)

今後も、いじめられる側、いじめる側にどんな背景があるのかを考えていくことも必要である。また、水面下で起こっていることに対する未然防止の方法などについても、今後考えていくことはたくさんある。年間3回となるが、今後も様々な話を深めていきたい。

これまでの議事録や本日いただいたご意見をもとに、阪南市のいじめの対策について、より良いものが根付いていくように検討を重ねていきたい。

(事務局)

令和3年度第1回いじめ問題対策連絡協議会はこれで終了する。

次回は令和3年12月ごろの開催を予定していることを共有する。

新型コロナウイルス感染症の状況などから、開催を延期する場合などは追って

連絡する。

(事務局)

終了宣言